

狛江市中期財政計画

財政規律ガイドライン

(令和5年度 ローリング版)

狛江市

令和5年11月

目 次

1	中期財政計画改訂の目的	1
2	計画期間等	1
	(1) 計画期間	
	(2) 対象範囲	
	(3) 進捗管理・公表	
3	財政規律（基準）と令和4年度の結果	2
	(1) 決算剰余金の1/2以上を積立て	
	(2) 連結負債残高を維持	
	(3) 市債発行額（事業債・臨時財政対策債）の基準	
4	基金の考え方（残高目標額等）	6
	(1) 財政調整基金	
	(2) 減債基金	
	(3) 公共施設整備基金	
	(4) 公共施設修繕基金	
	(5) 清掃施設整備基金	
	(6) 緑化基金	
	(7) 都市計画事業基金	
5	財政指標目標値（令和8年度決算）と進捗状況	8
	(1) 経常収支比率（発行可能額を算入した場合）	
	(2) 実質公債費比率	
	(3) 将来負担比率	
6	中期財政見通し（令和6年度～令和8年度）	11
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 推計条件	
	(3) 財政見通し	
	(4) 基金及び市債の推移	

1 中期財政計画改訂の目的

狛江市中期財政計画（令和5年度ローリング版）は、財政計画策定後の状況の変化を反映するため財政見通しの修正を行い、計画期間を延伸するとともに、計画期間最終年度の財政指標目標値を設定するものです。

【参考】 狛江市中期財政計画

狛江市中期財政計画は、規律ある財政運営を行うために守るべき財政規律（基準）や財政指標の目標値等を定め、財政の健全性を確保するとともに、今後の財政運営や予算編成の目標・指針とするために平成24年11月に策定したものです。

2 計画期間等

（1）計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。また、策定後の状況の変化を反映するため財政見通しについては次年度に修正を行い、計画期間を延伸するとともに、その最終年度の財政指標目標値を設定するものとします（前計画で設定した令和7年度以前の財政指標目標値は修正していません）。

（2）対象範囲

基本的には一般会計を対象としますが、負債額など一部においては特別会計や一部事務組合等も含めるものとします。

（3）進捗管理・公表

財政計画については予算編成において目標・指針とするだけでなく、その結果については、各年度、決算に基づき公表するなど進捗管理を行います。目標を達成できなかった場合には、その原因もあわせて公表することで、計画の実行性を担保するものです。

3 財政規律（基準）と令和4年度の結果

規律ある財政運営を行うため、3つの財政規律（基準）を設定し、財政運営に取り組んでいます。令和4年度の取り組みの結果は、次のとおりであり、設定した3つの財政規律（基準）に基づいた財政運営を行っています。

（1）決算剰余金の1/2以上を積立て

地方財政法（昭和23年法律第109号）第7条において「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。」と規定されています。

狛江市においては、一般会計決算の実質収支額の1/2以上を翌年度までに基金に積立てるように努めます。

【令和4年度の取組状況】

令和3年度の歳入歳出差引額は25億6,100万7千円で、この額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した23億797万2千円が実質収支額となります。令和4年度は財政調整基金に6億4,898万4千円、特定目的基金を加えた基金合計では17億3,251万3千円を積立て、実質収支額（決算剰余金）の1/2以上の積立てを行っています。

		(単位:千円)
前年度実質収支 × 1/2		
歳入総額(A)	35,843,011	
歳出総額(B)	33,282,004	
翌年度へ繰り越すべき財源(C)	253,035	
実質収支(A-B-C)	2,307,972	
実質収支 × 1/2		1,153,986
基金積立額		
財政調整基金積立額	648,984	
減債基金積立額	1	
特定目的基金積立額	1,083,528	
基金積立額合計		1,732,513

(2) 連結負債残高を維持

連結ベースでの負債残高について前年度数値を上回らないように努めます。

連結ベースとは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）における将来負担比率の対象となる一般会計、特別会計、一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等とします。また、負債残高についても基本的な考え方は将来負担比率を算出する際の「将来負担額」としますが、特別会計及び公営企業会計における市債及び企業債残高はそのまま加えるものとします。

【令和4年度の取組状況】

土地開発公社で道路予定地を先行取得したことに伴い、債務負担行為に基づく支出予定額が、前年度を上回ったものの、一般会計で市債の借入額を元金償還額以内に抑制するなど、その他の項目においては前年度より減額となった結果、連結負債残高は257億7,152万8千円となり、前年度比で8億2,051万4千円、3.1%減少しました。

将来負担比率における将来負担額を用いるもの	(単位:千円)	
	令和3年度	令和4年度
市債残高(一般会計市債残高)	18,426,703	17,805,888
債務負担行為に基づく支出予定額 ⇒ 債務負担行為として予算に定めている支出額のうち、地方財政法第5条各号に規定する経費で、当該年度以降の支出予定額	1,245	52,840
組合負担等見込額 ⇒ 一部事務組合が起こした地方債の元金償還に充てるため、一般会計等において負担が必要と認められる額	133,874	120,582
退職手当負担見込額 ⇒ 自己の都合により全職員が退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、一般会計等が実質的に負担することが見込まれる額	4,175,904	4,102,262
設立法人の負債額等負担見込額 ⇒ 設立法人の借入金残高等の負債のうち、一般会計等が実質的に負担することが見込まれる額	0	0
連結実質赤字額 ⇒ 一般会計及び特別会計の実質収支額	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額 ⇒ 一部事務組合の「連結実質赤字額に相当する額」に対して、一般会計等が実質的に負担することが見込まれる額	0	0
独自基準として負債額として用いるもの		
駐車場事業特別会計市債残高	0	0
下水道事業会計企業債残高	3,854,316	3,689,956
連結負債合計	26,592,042	25,771,528

(3) 市債発行額（事業債・臨時財政対策債）の基準

【事業債発行額の基準】

計画期間内（令和6年度～令和8年度）における事業債の発行額は、計画期間3か年平均で8億円以内に努めます。

これまで、事業債としてのプライマリーバランスを保つ（事業債の発行額を元金償還額以内にする）ことで、事業債残高の削減に取り組み、公債費負担の軽減を図ってきました。その結果、事業債の元金償還額は、平成29年度以降8億円を下回り、令和4年度では7億円を下回っていることから、公共施設等の整備の必要性も考慮し、建設事業費が増える年度においても臨時財政対策債とのバランスを考慮しながら、計画期間内で適切な発行額となるように努めます。

【臨時財政対策債発行額の基準】

臨時財政対策債は、普通交付税を補完する一般財源であることから、発行額の基準は設けませんが、抑制に努めます。

【市債発行額の基準】

各年度における市債の発行額は、当該年度の市債元金償還額以内に努めます。

事業債と臨時財政対策債のバランスを考慮し、市債全体としてのプライマリーバランスを保つことで、市債残高の削減に努め、公債費負担の軽減を図ります。

平成24年度以降、市債残高の削減に取り組み、公債費負担の軽減を図ってきました。臨時財政対策債については、国における地方交付税の財源不足であり、臨時財政対策債に振り替えられる割合は、前年度から減ったものの、令和5年度の発行可能額は約1億7,000万円です。社会保障費等の行政需要の増加に加え、物価高騰などに対応するための財源を確保することも必要であるため、年度間のバランスを考慮しながら適切な発行額に努め、市債残高の削減に取り組みます。

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市債元金償還見込額	1,514	1,492	1,473
事業債元金償還見込額	668	648	641
臨時財政対策債等償還見込額	846	844	832

【令和4年度の取組状況】

令和4年度の事業債発行額は6億6,730万円とし、事業債元金償還額6億8,700万2千円以内となり、計画期間3か年平均で、8億円以内の発行となっています。臨時財政対策債発行額は発行可能額から1億2,437万2千円減額して発行し、抑制に努めました。市債発行額合計は9億6,730万円であり、市債元金償還額15億8,811万5千円以内の発行額となっています。

(単位:千円)

区分	財政規律(基準)	令和4年度の結果		
事業債発行額	計画期間3か年平均で、8億円以内	3か年平均	576,667	
		発行額	令和2年度	471,600
			令和3年度	591,100
			令和4年度	667,300
		元金償還額	687,002	
臨時財政対策債発行額	発行抑制	発行額	300,000	
		発行可能額	424,372	
市債発行額	市債元金償還額以内	発行額	967,300	
		元金償還額	1,588,115	

4 基金の考え方（残高目標額等）

各基金は条例により設置しています。それぞれの基金の役割を踏まえ、基金ごとの考え方は、次のとおりとします。

（1）財政調整基金

年度間の財源不足を調整する財政調整基金の令和4年度末残高は、22億5,113万5千円、市民一人あたりでは約2万7千円となり、標準財政規模の10%（令和4年度では約17億3,000万円）以上の残高を確保できており、翌令和5年度当初における財源不足分の取崩後においても、20億円を維持できる残高を確保できました。今後も、増加する社会保障費や災害対策、感染症対策などに備えるとともに、近年の財政調整基金の取崩実績も踏まえ、将来を見据えた持続可能な行財政運営を行っていくため、他の基金とのバランスを見つつ、常に、20億円を確保できている状態となるよう積立てに努めます。

（2）減債基金

市債の償還財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するための減債基金の令和4年度末残高は、47万7千円です。公債費のピークはすでに過ぎたことから、新たな積立ては行わず、現状を維持するものとします。（減債基金の運用益は、減債基金に積立てます。）

（3）公共施設整備基金

公用又は公共用に供する施設の整備（増改築を含む。）に係る資金に充てるための公共施設整備基金の令和4年度末残高は、10億8,895万9千円です。公共施設の建替等に係る財源の多くを市債に頼ると、後年度の公債費負担の増大につながります。公共施設整備の財源として市債に頼る額を少なくするため、各年度の財政状況に応じ、公共施設整備基金を効果的に活用するとともに、将来の公共施設の更新に備えて一定の目標額を設定して、積立てていく必要があります。

目標額の設定にあたっては、財務書類の貸借対照表（一般会計等）における建物の減価償却累計額を公共施設の更新費用とした場合、国や東京都の補助金、市債などの特定財源を控除した20%の額を一般財源で負担することが見込まれます。このうちの半分を公共施設整備基金で賄えるよう、貸借対照表（一般会計等）の建物減価償却累計額の10%程度を目標に積立てに努めます。（令和3年度建物減価償却累計額 約202億円×10%=20億円）

（4）公共施設修繕基金

公用又は公共用に供する施設の修繕に係る資金に充てるための公共施設修繕基金の令和4年度末残高は、11億2,599万3千円です。大規模改修の財源として市債に頼る額を少なくす

るため、各年度の財政状況に応じ、公共施設修繕基金を効果的に活用するとともに、将来の公共施設の大規模改修に備えて一定の目標額を設定して、積立てていく必要があります。

公共施設の改修費用は、学校施設では建設から耐用年数経過後の改築（建替）までの間の、大規模改修や長寿命化改修などの費用が改築費用と同程度とされています。そのため、公共施設修繕基金についても公共施設整備基金と同程度（建物減価償却累計額の10%程度）を目標に積立てに努めます。

（5）清掃施設整備基金

清掃施設の建設及び修繕に係る資金に充てるための清掃施設整備基金の令和4年度末残高は、8億5,052万8千円です。多摩川衛生組合の炉は平成6年7月に着工し、平成10年3月に竣工しています。その当時（平成6年度～平成10年度）の建設費負担金は約9億円かかり、総額で約285億円の地方債を発行したため、毎年度4億円以上の公債費負担金がかかっていました。いずれ訪れる炉の更新に備え、20億円を目標に積立てに努めます。

（6）緑化基金

みどりの保護、育成及び緑地確保等の緑化事業の推進を図るための緑化基金の令和4年度末残高は、6億6,464万6千円です。これまでと同様に、主に緑のまちづくり協力金を積立て、緑地確保等の財源として活用します。

（7）都市計画事業基金

都市計画事業又は土地区画整理事業の資金に充てるための都市計画事業基金の令和4年度末残高は、7億5千円です。主に都市計画税を原資として積立てますが、その年々の事業によって、積立額が変わるため、目標額は定めませんが、円滑な事業執行のため、積立てに努めます。

5 財政指標目標値（令和8年度決算）と進捗状況

（1）経常収支比率（発行可能額を算入した場合）

経常収支比率 90.0%以下、順位としては多摩 26 市中 10 位以内を目標とします。

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率には、分母である歳入経常一般財源等に臨時財政対策債を加えた場合と加えない場合の2通りの算出方法があります。臨時財政対策債については、自治体ごとに発行可能額が決められますが、発行可能額以内であれば、財政状況に応じて発行額を独自に決めることができます。ここでは臨時財政対策債については、発行可能額を全額借り入れたものと仮定し、これを分母に加えた数値での目標を設定しています。

令和4年度の経常収支比率は、目標値を達成しましたが、今後、経常経費が増加する見込みのため、引続き 90.0%以下、多摩 26 市中順位 10 位以内を目標とします。

【令和4年度の進捗状況】

経常経費充当一般財源（分子）は、物件費の増があったものの扶助費や補助費等の減により、前年度比 3,480 万 2 千円、0.2%の減となりました。臨時財政対策債の発行可能額を加えた経常一般財源総額（分母）は、市税や普通交付税、税連動交付金の増があるものの、臨時財政対策債の発行可能額の大幅な減により前年度比 4 億 8,849 万 4 千円、2.7%の減となりました。

分母、分子ともに減額となったものの、分母（歳入）の方が大きく減ったことにより、経常収支比率は 2.0 ポイント悪化しましたが、多摩 26 市中順位では、前年度と同様に 5 位となりました。

(単位:%)

指標名	目標値						
	3年度	4年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
経常収支比率	82.8	84.8	90.0以下	90.0以下	90.0以下	90.0以下	90.0以下
多摩26市順位	5位	5位	10位以内	10位以内	10位以内	10位以内	10位以内

【計算式】

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{臨時財政対策債(発行可能額)}} \times 100$$

【参考】令和4年度決算の経常収支比率

経常一般財源等に臨時財政対策債等の借入額を加えた経常収支比率	85.4%
経常一般財源等に臨時財政対策債等を加えない経常収支比率	86.9%

(2) 実質公債費比率

公債費相当額に係る一般財源等の、標準財政規模に対する割合である実質公債費比率については、市債発行額の抑制を図り、令和8年度の数値として1.0%以下を目標とします。

【令和4年度の進捗状況】

分子においては、元利償還金の額が減り、分母においては、標準財政規模が減額となりましたが、分子の減割合が大きかったため、3か年平均では0.3ポイント改善し、1.1%となりました。

(単位:%)

指標名	目標値						
	3年度	4年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実質公債費比率	1.4	1.1	1.8以下	1.8以下	1.5以下	1.3以下	1.0以下

【計算式】

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

	(単位:千円)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
元利償還金	1,693,992	1,690,745	1,648,979
一般会計の元利償還金			
準元利償還金			
ア 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(下水道会計への繰出)	82,989	88,388	87,098
イ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	0	0	0
ウ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	33,198	24,322	4,621
エ 一時借入金の利子	0	0	0
標準財政規模	16,363,537	17,535,836	17,295,242
特定財源	202,325	187,753	173,287
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,403,230	1,410,669	1,422,910
令和2年度	$= \frac{(\frac{1,810,179}{16,363,537}) - (\frac{1,605,555}{1,403,230})}{}$		1.36778
令和3年度	$= \frac{(\frac{1,803,455}{17,535,836}) - (\frac{1,598,422}{1,410,669})}{}$		1.27151
令和4年度	$= \frac{(\frac{1,740,698}{17,295,242}) - (\frac{1,596,197}{1,422,910})}{}$		0.91040
			3か年平均
			1.1

(3) 将来負担比率

市債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額など、一般会計等において見込まれる将来の負担の標準財政規模に対する割合である将来負担比率は、市債発行額の抑制などにより、負債総額の減少を目指しますが、算定上、充当可能財源の状況にも影響されることから、数値としては現状以下を目標とします。

【令和4年度の進捗状況】

分子である公営企業債等繰入見込額や一般会計の地方債の現在高などの将来負担額が減少し、充当可能特定歳入や基準財政需要額算入見込額などは減少したものの、充当可能基金が、それ以上に増え分子は減少となり、分母である標準財政規模も減少しましたが、分母の減割合より、分子の減割合の方が大きかったため、将来負担比率は9.2ポイント改善し、△13.7%になりました。

(単位:%)

指標名	目標値						
	3年度	4年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
将来負担比率	△ 4.5	△ 13.7	14.3以下	10.1以下	6.3以下	△4.5以下	△13.7以下

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定歳入} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

	(単位:千円)	
	令和3年度	令和4年度
将来負担額		
地方債の現在高	18,426,703	17,805,888
債務負担行為に基づく支出予定額	1,245	52,840
公営企業債等繰入見込額	1,807,674	1,166,026
組合負担等見込額	133,874	120,582
退職手当負担見込額	4,175,904	4,102,262
設立法人の負債額等負担見込額	0	0
連結実質赤字額	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0
充当可能財源等		
充当可能基金	6,045,429	7,373,552
充当可能特定歳入	2,364,206	1,762,717
基準財政需要額算入見込額	16,862,196	16,286,153
標準財政規模	17,535,836	17,295,242
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,410,669	1,422,910
$\text{将来負担比率} = \frac{23,247,598 - (25,422,422)}{17,295,242 - 1,422,910} = \Delta 13.7$		

6 中期財政見通し（令和6年度～令和8年度）

（1）基本的な考え方

財政見通しの推計方法については、令和5年度一般会計当初予算及び補正予算をベースとした上で、その後の状況の変化を勘案し、令和6年度から令和8年度までの計画期間における歳入と歳出を見込んでいます。

（2）推計条件

	項目	推計条件
歳入	市税	内閣府の中長期の経済財政に関する試算や総務省の令和6年度地方財政収支の仮試算、税制改正、固定資産税の評価替えの影響、納税義務者数の増減等から見込む。
	譲与税・交付金	内閣府の中長期の経済財政に関する試算や総務省の令和6年度地方財政収支の仮試算等から見込む。
	地方交付税	令和5年度の算定結果と総務省の令和6年度地方財政収支の仮試算、収入と需要の見込みを踏まえ、臨時財政対策債と合わせて各年度の財源不足額から見込む。
	国・都支出金	事業費の増減を反映する。
	繰入金	公共施設の整備や財源不足に合わせて基金繰入金を見込む。
	市債	事業債は、公共施設整備計画等の事業費から発行額を見込む。臨時財政対策債は、令和5年度の算定結果と総務省の令和6年度地方財政収支の仮試算を踏まえ、一般財源の補てん措置として地方交付税と合わせて見込む。
	その他	今後予定されている事業経費などからその他の収入を見込む。
歳出	人件費	定員適正化計画の職員数をもとに各年度の増減を見込む。令和6年度以降の給与改定は見込まない。
	扶助費	決算額の推移に障がいサービス費、生活保護費等の増を見込む。
	公債費	既発債の償還計画に基づく元利償還金に、今後の市債発行額分を加算して見込む。
	積立金	決算剰余金を財源として積立てるため、財政見通しでは見込まない。
	繰出金	後期高齢者医療特別会計繰出金は、高齢者人口の伸びを反映する。介護保険特別会計繰出金は、介護保険事業計画等から推計する。
	投資的経費	公共施設整備計画等の事業費から見込む。
	その他	今後予定されている事業経費などから見込む。

(3) 財政見通し

今後3年間の財政フレームの見通し

(単位：百万円)

	4年度 決算	5年度	6年度	7年度	8年度
歳入	37,179	35,491	33,253	34,414	33,932
市税	13,193	13,119	13,301	13,401	13,464
譲与税・交付金	2,542	2,646	2,712	2,750	2,774
地方交付税	2,823	2,657	2,480	2,430	2,180
国庫支出金	7,751	6,583	5,947	6,293	6,206
都支出金	5,254	5,628	5,768	5,733	5,629
繰入金	649	241	558	1,186	1,136
うち財政調整基金	403	200	322	200	200
市債	967	960	953	1,084	1,006
事業債	667	960	843	1,034	996
臨時財政対策債	300 (424)	0 (174)	110	50	10
繰越金	2,561	2,225	100	100	100
その他	1,439	1,432	1,434	1,437	1,437
歳出	34,955	35,491	33,509	34,761	34,736
人件費	4,777	5,023	5,134	5,207	5,240
扶助費	10,227	10,313	10,126	10,236	10,346
公債費	1,649	1,561	1,574	1,553	1,537
補助費等	4,632	4,497	4,161	4,216	4,165
積立金	1,732	1,293	2	2	2
繰出金	3,488	3,600	3,610	3,740	3,750
投資的経費	2,166	2,498	2,449	3,280	3,243
その他	6,284	6,706	6,453	6,527	6,453
歳入歳出差引	2,224	0	△256	△347	△804

※令和5年度は、補正後の予算額に前年度からの繰越予算を加算

※臨時財政対策債の()の数字は、発行可能額

一般会計歳入歳出の財政見通しでは、令和6年度から令和8年度までの3年間で累計14億700万円の収支不足が見込まれます。市税は増としていますが、普通交付税は令和8年度の算定に令和7年国勢調査人口の速報値が採用され、減少が見込まれます。また、物価の高騰や世界情勢の不安定化などにより、景気の見通しは不透明感が増しています。高齢化の進展などによる社会保障費の増、物価の高騰などによる物件費の増、市民センターや総合体育館等の大規模改修、新図書館の整備等により投資的経費は大幅増となります。各事業において見直しを行い、歳出を抑制しなければなりません。

(4) 基金及び市債の推移

■基金

(単位：百万円)

		4年度 決算	5年度	6年度	7年度	8年度
財政調整基金	積立額	649	279	1	1	1
	取崩額	403	200	322	200	200
	年度末残高	2,251	2,330	2,009	1,810	1,611
減債基金	積立額	0	0	0	0	0
	取崩額	0	0	0	0	0
	年度末残高	0	0	0	0	0
公共施設整備基金	積立額	300	201	0	0	0
	取崩額	0	0	100	100	400
	年度末残高	1,089	1,290	1,190	1,090	690
公共施設修繕基金	積立額	370	400	0	0	0
	取崩額	200	0	100	850	500
	年度末残高	1,126	1,526	1,426	576	76
清掃施設整備基金	積立額	50	50	1	1	1
	取崩額	0	0	0	0	0
	年度末残高	851	901	902	903	904
緑化基金	積立額	13	14	0	0	0
	取崩額	0	0	0	0	0
	年度末残高	665	678	678	678	678
都市計画事業基金	積立額	350	350	0	0	0
	取崩額	0	0	0	0	0
	年度末残高	700	1,050	1,050	1,050	1,050
合計	積立額	1,732	1,294	2	2	2
	取崩額	603	200	522	1,150	1,100
	年度末残高	6,682	7,775	7,255	6,107	5,009

■市債

(単位：百万円)

		4年度 決算	5年度	6年度	7年度	8年度
一般会計	元金償還額	1,588	1,498	1,514	1,492	1,473
	借入額	967	960	953	1,084	1,006
	年度末残高	17,806	17,268	16,707	16,299	15,832

令和6年度以降の基金及び市債の推移は、財政見通しを反映させたものです。基金は、市民センターや総合体育館等の大規模改修、新図書館の整備等による投資的経費の大幅増に対応するため取り崩しており、残高は大きく減少する見込みです。市債は、臨時財政対策債が逡減見込みのため、残高は減っていますが、大規模事業が続くため、事業債は増やさざるを得なく、可能な限り発行抑制できるよう努めます。なお、基金への積立では財政見通しでは見込んでいませんが、前年度決算剰余金を財源として積立に努めます。

登録番号(刊行物番号)

R5-36

狛江市中期財政計画 財政規律ガイドライン

令和5年11月発行

発行 狛江市

編集 狛江市企画財政部財政課

狛江市和泉本町1-1-5

電話03(3430)1111

印刷 市内印刷

頒布価格 20円